

長崎県土木部所管建設工事地域力保全型指名競争入札試行要領 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第1 趣旨 略	第1 趣旨 略
第2 用語の定義 (1) ～ (3) 略 (4) 主たる営業所と同等の営業所 「県内業者の営業所の取り扱いについて」(平成24年12月26日付け24監第259号及び24建企第491号)の規定に基づき承認された営業所をいう。 (5) 及び (6) 略	第2 用語の定義 (1) ～ (3) 略 (4) 主たる営業所と同等の営業所 「県内業者の営業所の取り扱いについて」(平成23年12月8日付け23監第176号及び23建企第444号)の規定に基づき承認された営業所をいう。 (5) 及び (6) 略
第3 対象となる建設業者 離島地域において、 <u>合理化要綱第5条に基づき、土木一式工事のA等級に格付された管内業者。</u> ただし、 <u>五島振興局及び上五島支所管内では、管内に主たる営業所がある土木一式工事のB等級に格付された管内業者も対象とすることができ。</u>	第3 対象となる建設業者 離島地域において、 <u>長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱(昭和29年11月20日制定)第6条に基づき、土木一式工事のA等級に格付された管内業者。</u> ただし、 <u>上五島支所管内では、管内に主たる営業所がある土木一式工事のB等級に格付された管内業者も対象とする。</u>
第4 対象となる基本的工事条件 略	第4 対象となる基本的工事条件 略
第5 地域力保全型指名競争入札での発注 (1) 略 (2) 略 ①及び② 略 ③ 原則としてA等級の管内業者のみの入札とすること。ただし、 <u>五島振興局及び上五島支所管内においては、A等級の管内業者にB等級の管内業者を加えた入札とすることができる。</u> ④～⑥ 略 (3) ～ (5) 略	第5 地域力保全型指名競争入札での発注 (1) 略 (2) 略 ①及び② 略 ③ 原則としてA等級の管内業者のみの入札とすること。ただし、 <u>上五島土木事務所管内においては、A等級及びB等級の管内業者にB等級の管内業者を加えた入札とする。</u> ④～⑥ 略 (3) ～ (5) 略